

支部規約関連

● 支部規約 ●

○ 支部表彰規定 ○

● 支部慶弔規定 ●

一般財団法人 静岡県サッカー協会中西部支部規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第 1 条 本支部は、一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部と称し、事務局を理事長の指定した所に置く。

(上部団体)

第 2 条 本支部は、一般財団法人静岡県サッカー協会寄付行為細則第9条により組織されたものである。

(組 織)

第 3 条 本支部は、焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市・榛原郡をもって組織し、公益財団法人日本サッカー協会並びに一般財団法人静岡県サッカー協会の統括をうける。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本支部は、静岡県中西部支部を統括し、サッカー競技の普及及び振興を図り加盟団体及び地域住民のサッカー競技への理解と昂揚を図ると共に、相互の親睦と健全なる発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本支部は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- サッカー競技大会の主催、主管並びに後援。
- 競技技術の研究及び競技者の指導育成。
- 審判技術の研究及び審判員の指導育成。
- 競技施設拡充整備の推進。
- 大会、その他事業に関する記録の作成及び保管。
- その他本支部の目的達成に必要な事業。

第3章 役 員

(役 員)

第 6 条 本支部に次の役員をおく。

- 会 長 1 名
- 副 会 長 若干名 (協会運営上必要と認めた者を会長が指名する。)
- 理 事 長 1 名
- 副理事長 若干名 (各支部理事長)
- 理 事 若干名 (各種別役員、委員会より選出及び理事長が指名する者。)
- 総 務 1 名
- 庶 務 若干名
- 会 計 1 名
- 監 事 若干名

- 2 本支部に顧問・参与を置くことができる。
参与の任期は就任から6年とする。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 会長は本支部を代表し、会務を総括する。
- 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 理事長は理事会を組織し、日常の業務に従事し、会務を掌理する。
- 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代理する。
- 理事は理事会を組織し、本支部の業務を議決し、執行する。
- 総務は本支部の事務業務を行う。
- 庶務は総務を補佐し、本支部の事務業務を行う。
- 会計は本支部の会計業務を行う。
- 監事は本支部の業務及び資産に関し、それぞれの監査業務を行う。

(役員の出選及び任期)

第 8 条 役員は理事会で推挙し、総会で決定する。任期は2年とし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、前項により補充し任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(総会の出集等)

第 9 条 総会は年1回定期に会長が召集する。ただし、必要な場合には臨時に召集することができる。

2 総会は加盟登録チームの3分の2以上の出席によって成立する。ただし委任状を認める。

3 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長がこれを決める。

(総 会)

第10条 総会の議決を経なければならない事項は、次のとおりとする。

- 事業報告及び収支決算に関する事項。
- 事業計画及び収支予算に関する事項。
- 役員の出選。
- 規約の改廃に関する事項。
- 分担金の決定。
- その他重要なことで、議決を要する事項。

(理事会の出集等)

第11条 理事会は月1回理事長が召集する。なお、必要な場合には臨時に召集することができる。

2 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは理事長がこれを決める。

(理事会)

第12条 理事会は第6条の役員によって構成する。

2 規約に定める事項のほか、業務の遂行に関する事項を審議し、議決機関の決裁を経て執行する。

(専門委員会等)

第13条 本支部の事業遂行のため、理事会の議決に基づき、次の専門委員会を置く。

- 専門委員会
 - 1 種 (社会人)、2 種 (高校)、3 種 (中学)、4 種 (少年・少女)、女子、シニア、キッズ、トレセン、フットサル、中西部リーグ (1 種)、チャレンジド、登録、技術、審判、広報、規律、医事
- 2 委員会等の構成は、委員長及び担当委員若干名とする。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第14条 本支部の資産は、次のとおりとする。

- 分担金
- 交付金
- 事業に伴う収入
- 寄付金品
- その他の収入

(資産の管理)

第15条 本支部の資産は、理事長が管理し保管する。

(事業報告及び収支決算)

第16条 本支部の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し理事会、総会及び監事の承認を経て、一般財団法人静岡県サッカー協会寄付行為細則第12条により県協会に報告する。

- 2 本支部の収支決算に剰余金のあるときは、理事会の承認を経て翌年度に繰り越すものとする。

(事業計画及び収支予算)

第17条 本支部の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し理事会、総会及び監事の承認を経て、一般財団法人静岡県サッカー協会寄付行為細則第12条により県協会に報告する。

- 2 本支部の事業計画及び収支予算を変更しようとする場合は、理事会の承認を得る。

(会計年度)

第18条 本支部の会計年度は、毎年4月1日から3月31日とする。

第6章 加盟団体・個人

(加盟)

第19条 本支部の主旨に賛同する団体・個人は理事会の承認を経て、加盟団体または個人となることができる。

(資格停止・除名)

第20条 加盟団体、個人が次の各号に該当するときは、理事会の議決を経て会長がこれを資格停止又は除名することができ、一般財団法人静岡県サッカー協会に報告するものとする。

- 2 本支部の名誉を傷つけ、支部の行事及び事業に非協力若しくは、その目的に違反する行為があったとき。
- 3 本支部の組織を議決を得ずに、支部の名称を使用したり、事業を行った場合。

(分担金)

第21条 各支部協会は、毎年定められた分担金等を期日までに納入しなければならない。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第22条 本規約は理事会及び総会において、それぞれ3分の2以上の議決がなければ変更できない。

第22条 感染症の蔓延及び自然災害等による外出の危険を伴い定期総会を開催できない事態が起きた場合に書面評決等で議事の審議を行うことができる。

第9章 補 則

(細 則)

第24条 本規約の細則は別に定める。

(附 則)

1 本規約は昭和63年4月1日から施行する。

(附 則)

1 本規約は平成4年4月1日から施行する。

(附 則)

1 本規約は平成6年4月1日から施行する。

(附 則)

1 本規約は平成9年4月1日から施行する。

(附 則)

1 本規約は平成12年4月1日から施行する。

(附 則)

1 本規約は平成18年4月1日から施行する。

(附 則)

1 本規約は平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

1 本規約は平成26年4月1日から施行する。
ただし、第6条2項は平成27年度より適用する。

(附 則)

1 本規約は2020年4月1日から施行する。

(附 則)

1 本規約は2022年4月1日から施行する。

一般財団法人 静岡県サッカー協会中西部支部表彰規定

平成 元年 1 1 月 8 日制定

平成 1 8 年 4 月 2 8 日改正

(目 的)

第 1 条 一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部の発展に関し、功労顕著な者及び団体をこの規定により表彰する。

(表彰の資格)

第 2 条 表彰は次に該当するもので、一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部理事会が決定したものとする。

- (1) 一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部発展のため功労のあった者及び団体。
- (2) 当該年度で各種大会及び各活動(県・東海・全国)において優秀な成績をおさめたチーム、選手並びに技術委員会より推薦のあった選手。
- (3) 優秀な成績とは、県大会 1 位、東海大会 2 位、全国大会 3 位を目途とする。

(推薦方法)

第 3 条 第 2 条に該当するものは、専門委員会等が推薦し理事会で審議し決定する。

(表彰の時期)

第 4 条 表彰は次年度の一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部定期総会にて行う。

(表彰の方法)

第 5 条 第 2 条に該当するものには、表彰状及び記念品を授与する。

(その他)

第 6 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は理事会において審議の上、決定する。

附 則

- 1 本規定の変更は、理事会の同意を得なければならない。
- 2 本規定は、平成 2 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 本規定は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 本規定は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 本規定は、平成 1 0 年 4 月 1 日より施行する。
- 6 本規定は、平成 1 4 年 4 月 1 日より施行する。
- 7 本規定は、平成 1 8 年 4 月 1 日より施行する。

一般財団法人 静岡県サッカー協会中西部支部慶弔規定

平成 4 年 3 月 4 日制定

平成 14 年 4 月 12 日改正

(目 的)

第 1 条 一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部（以下「支部」という）は、支部役員及び登録チーム等に慶弔、疾病、不慮の災害等があった場合は、この規定により慶弔費を支給する。

(金額及び方法)

第 2 条

- (1) 支部に登録されたチームが全国大会等に出場する場合は祝金を贈る。
- (2) 慶弔費の支給基準は次のとおりとする。
 - 支部顧問、参与が死亡した場合は、香料として 10,000 円を贈る。
 - 支部常任理事が死亡した場合は、香料として 20,000 円を贈る。
 - 支部理事が死亡した場合は、香料として 10,000 円を贈る。
 - 支部常任理事並びに理事の配偶者、子及び父母が死亡した場合は、香料として 5,000 円を贈る。
 - 前各号に該当する場合は、併せて弔電を送る。
 - 支部常任理事並びに理事が病気のため、引き続き 2 週間以上入院した場合は見舞金として 5,000 円を贈る。
 - 不慮の災害にあった支部役員にたいしては、その災厄の状況を考慮して見舞いの方法、見舞金の額を常任理事会等において協議する。
- (3) 前条に規定する以外の場合については、その都度常任理事会等の決定により支給することができる。

附 則

- 1 この規定は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規定は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規定は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

年度 (一財) 静岡県サッカー協会中西部支部表彰推薦書

(一財) 静岡県サッカー協会中西部支部
会 長

所属名 _____

推薦者 役職名 _____

氏 名 _____

支部表彰規定に従い、下記のとおり推薦いたします。

(フリカ・ナ) 候補者氏名・団体名	年齢 学年	大会名	推薦理由	住 所

※ 大会名・主催者・大会年月日・会場・大会成績・メンバー表等がわかる資料（大会要項等）を添付すること。



JFA2005年宣言

JFA の理念

サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献する。

JFA のビジョン

サッカーの普及に努め、スポーツをより身近にすることで、人々が幸せになれる環境を作り上げる。

サッカーの強化に努め、日本代表が世界で活躍することで、人々に勇気と希望と感動を与える。
常にフェアプレーの精神を持ち、国内の、さらには世界の人々と友好を深め、国際社会に貢献する。

JFA の約束 2015

2015 年には、世界でトップ 10 の組織となり、ふたつの目標を達成する。

1. サッカーを愛する仲間＝サッカーファミリーが 500 万人になる。
2. 日本代表チームは世界でトップ 10 のチームとなる。

JFA の約束 2050

2050 年までに、すべての人々と喜びを分かちあうために、ふたつの目標を達成する。

1. サッカーを愛する仲間＝サッカーファミリーが 1000 万人になる。
2. FIFA ワールドカップを日本で開催し、日本代表チームはその大会で優勝チームとなる。

◆取り扱い注意事項◆

※ 一般財団法人 静岡県サッカー協会中西部支部関係者以外の使用を禁ずる。

※ 目的外の使用を禁ずる。

尚、目的外使用をした場合、個人情報保護法により罰せられます。